

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。順次一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願いいたします。

1. コロナ対策について、2. お悔やみの手続をワンストップについて、3. 防災関係について、3点について質問をさせていただきます。

1点目の質問は、コロナ対策についてであります。

コロナ禍の中で、国において国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金が支給され、8月25日をもって終了しました。

そこで、総務課長にお尋ねをいたします。

質問です。特別定額給付金について、総括をお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の特別定額給付金の総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。

本町では、オンライン申請は5月8日から受付を開始し、郵送申請は5月18日から給付対象である世帯主宛てに申請書を発送し、申請いただいたものから順次受付を開始いたしました。申請書を発送した直後は、多くのお問合せや申請に対応できるよう、広報やホームページによる周知に加え、コールセンターや専用窓口を設置いたしました。特別定額給付金の施策の目的を達成できるよう、迅速な給付に努めた結果、給付を開始した5月22日から約半月後の6月10日の給付をもって給付対象である1万954世帯の90.7%に当たる9,938世帯に給付することができました。

また、給付を希望する方に確実に申請を行っていただくことが重要であるため、未申請の方に対し申請を促す勧奨通知を送付いたしました。未申請の方のうち、障害者の方や高齢者の方など申請に当たり配慮が必要と思われる方につきましては、福祉部局との連携のもと、町社会福祉協議会や入所施設の管理者、ご家族などにご協力をいただき、申請を支援できるよう努めてまいりました。非接触や3密回避が求められるコロナ禍において、郵送やオンラインによる申請、口座振込による給付という手法で事業を遂行しましたが、住民皆様のご協力をいただき、最終的な給付実績は全体の99.7%に当たる1万918世帯となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳細なご答弁で、有難うございました。また、この申請に当たっては、

色々な創意工夫をしながら、また昼夜分かたず、職員の皆様方には献身的な仕事をしていただき、改めまして心から敬意を表したいと存じます。

一つ質問がございます。36世帯の方が未申請ということでございますが、どのような理由が考えられるでしょうか。推測だとは思いますが、ご答弁の方をよろしく願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

36世帯の方が未申請ということでございましたが、中には連絡なく辞退された方もおられると思いますし、そういう辞退する旨の電話連絡等をいただいた方もいらっしゃいます。それから、外国人の方などで所在が不明で、町からお送りした申請書自体が到達しなかったという事例もございます。そういう方も含め、それ以外については理由等、分かっていないものも36件のうち20世帯程度はその理由については、分からないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

また、この臨時特別給付金の作業に当たりまして、多くの世帯の方々の詳細な情報、情報は既に分かっているとは存じますが、色々なケース・バイ・ケースで、この人はこういう状態であったということが、逐一このたびの申請によって分かったんじゃないかなと私は推測をしておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

それぞれの世帯の方の状況というものは、ほとんど郵送で送られてきた部分については、もう機械的に処理をするだけでございました。福祉部局、高齢者保険課とか健康福祉課を通じてお願いした部分については、直接総務課の方で状況を把握するというよりは、未申請の方で高齢者保険課なり健康福祉課での対応されている方があるかないかを確認させていただいて、両課で対応している部分については、町社協とか入所されている施設等に連絡を取っていただいてという手順で申請を勧奨したところでございますので、私の方で個別の状況については詳しく把握はできておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

新型コロナウイルス感染拡大において、妊婦さんは妊娠中は自身の感染不安やお腹の子供への影響などの不安を戦い、出産時には病院側の新型コロナウイルス対策で付添いもなく、一人で頑張って産んでいます。また、出産後も配偶者や家族との面会も制限されます。

新型コロナウイルスの影響がある中で、様々な不安を抱えながら出産、育児をする親を応援するために、国の特別定額給付金支給の対象外になった新生児に対し、支給する制度でございます。支給対象は、今年4月28日から来年4月1日までに生まれた子供が対象でございます。

そこで、町長にお伺いいたします。

これについての町のお考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の特別定額給付金対象外となった新生児を対象とする支給についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、特別定額給付金の支給対象の基準日は4月27日であったため、4月28日以降に出生した新生児につきましては対象外となっております。コロナ禍における妊娠については、出産への不安に加え、感染不安や出産後の育児等について多くの不安を抱えられておられます。また、出産後も感染防止対策を講じながらの育児に大変ご苦労されておられます。このような妊産婦を応援するため、特別定額給付金の対象外になった新生児に対し、独自の給付金を支給する事業を県内でも複数の市町が実施または予定されております。

本町におきましても、他市町の動向を踏まえながら、特別定額給付金の対象外となった新生児に対する給付金の支給に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

ご答弁にもございましたように、給付金の支給に向けてこれから検討してまいりたいと考えておりますと町長よりご答弁をいただきました。ならば、検討していくのであれば、どのように検討していくのか。また、今後の予定などをお聞かせいただけたらなと思います。町長、よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

少し答弁が舌足らずだったところは、お許しを願いたいと思いますが、今私が申し上げましたのは、前向きに実施に向けての検討ということでありますので、実施をする上においてどのようなことが必要なのか、またそのことを検討するということでもありますので、実施するということに向けての話であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本当に前向きなご答弁、有難うございました。たくさんの方々から、本当に給付して欲しいという要望、また、ご意見を頂戴しております。また、本町におきます新生児の出生人数でございますが、健康福祉課にお伺いいたします。過去5年ぐらい前から出生人数をお知らせ下さい。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にご答弁させていただきます。

過去5年前からの数字はちょっと持ち合わせておりませんが、昨年度の令和元年度の出生数は146名でございます。近年、10名から20名程度減少してきているように思います。平成29年、30年あたりは160～70いらっしやったかと思いますが、正確な数字については持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。年間140から150ぐらいの出生人数でないかなと理解をしております。県内でも複数の市町がこの給付金の事業実施を予定をされておるということで、4市2町で6自治体がされておると聞いております。それと、これは教育課長に要望でございますが、よろしく願いいたしたいと思っております。些細なことではございますが、2点ほどあります。

1点目は、先生が教壇で教鞭を執られる時、児童・生徒は机の前に座ってマスクをしております。先生もマスクをして教鞭を執っておりますけれども、その前にこういったアクリル板を設置して欲しいという住民からの要望をいただきました。それについてご見解をお願いいたします。

議長（村井 勉）

隅岡議員、通告外の部分になっておりますので。

議員（隅岡 美子）

失礼しました。

議長（村井 勉）

検討しておるんだったら、教育課長、ちょっと答弁してくれますか。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

教室の教壇の上にアクリル板の設置についてのご要望とお伺いいたしました。正直申し上げまして、学校からの要望はこちらの方には上がって来ておりません。逆に、子供から見てこのアクリル板が例えば黒板を見るために見にくいとかという話は正直お聞きしたことがございます。その効果も、教育委員会の方ではまだ調べてございませんので、要望があったりとか効果を確

かめて、設置が必要であれば設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変失礼をいたしました。ご答弁有難うございました。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、お悔やみの手続をワンストップについてであります。

私が市民相談で受ける意見や要望の中で、葬儀後の役場での手続のワンストップ化を求める意見が多く寄せられています。遺族においては、心痛の最中で多くの手続をしなければなりません。遺族の負担を軽減するため、また窓口での細やかなサポートを行うことは大切なことです。

そこで、お尋ねをいたします。

質問です。多度津町で各担当課においてどのような手続が必要なのか、現状についてお伺いいたします。これは住民課長にお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の各担当課においてどのような手続が必要なのかのご質問に答弁をさせていただきます。

住民の方が亡くなられた際は、住民環境課、高齢者保険課、健康福祉課、税務課において、ご遺族の方には各種手続を行っていただく必要がございます。必要な手続といたしましては、住民環境課においてマイナンバーカードや印鑑登録証の返却、また住民票における世帯主変更の手続を行っていただいております。高齢者保険課においては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者証の返還、葬儀費の申請、年金の未支給分等の請求手続など。また健康福祉課においては、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の資格喪失や変更手続及び乳幼児医療、独り親医療、心身障害者等医療受給者証の返却や資格喪失の変更手続及び障害者手帳の返却、障害者福祉年金の資格喪失手続などを行っていただいております。最後に税務課での手続につきましては、原動機付自転車を登録されていた場合、廃車若しくは名義変更等の手続が必要となります。なお、固定資産税や住民税及び保険料等の納付や還付等につきましては、後日、相続人の方宛てに通知をお送りしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変詳しい説明でございました。有難うございました。

少なくとも、4つの課を回らなければなりません。手続も大変多うございます。そういった心痛の中でございますので、何分スムーズにはなかなかいか

ないのであります。また、手続に手間取ったり、分からないことが多いので、大変苦勞されておると聞いております。また、まんのう町にお伺いしますと、まんのう町では、その方が手続しに来られた来庁者がその一つの課で留まっておいて、各それぞれの課の職員がそこへ来ると。だから、来庁者は動かなくていいということをお伺いいたしました。それも一つの住民サービスの一環でないかなど、このように思っております。私もなかなか手続の方が手間取りまして、大変苦勞したのを覚えております。また、その点もよろしくお願ひいたします。

次の質問です。

また、必要書類や担当課がまとめられたガイドブックなどを作成しているのかお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の必要書類や担当課がまとめたガイドブックを作成しているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、住民の方が亡くなられた際の手続の流れからご説明をさせていただきます。

最初に、住民環境課に死亡届を提出していただいた届出人の方に、埋火葬許可証をお渡ししておりますが、その際に死亡に伴う手続についてのお知らせという案内文書を一緒にお渡しをしております。本町では、ご遺族様向けのガイドブックは作成をしておりますが、この案内文書に各種手続名とそれぞれの担当課名及び必要書類の一覧を記載しております。ただ、亡くなられた方の状況ごとに必要な手続も異なりますので、住民環境課職員が該当する必要な手続についてチェック印をつけた上でお渡しし、ご遺族の方が来庁された際には、この案内文書を参考に各種手続を行っていただいております。隅岡議員が先ほど述べられたとおり、ご遺族の方にはご心痛の最中であっても各種手続が負担とならないよう、住民の方に寄り添い、丁寧かつスムーズに手続を進めていただけるよう、今後も職員一同心掛けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

4課を回るということに非常に負担が重いように私は感じておりますので、すぐにはいかないと思います。やはり徐々に、今、ガイドブックなどを作成しているということで、埋火葬許可証のときに死亡に伴う手続についてのお知らせという案内文書も一緒にお渡ししているということでございますが、その案内文書については分かりやすく、簡単明瞭に誰でも分かるような文書になっていますでしょうか。よろしくお願ひいたします。葉的な簡単なもの

でも結構かと思うんですが、その点お伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

住民環境課の方でお渡ししている書類につきましては、この書類でございます。少し見にくいですが、基本的に課ごとに分類して、亡くなられた方の状況に応じた必要な手続、これが簡単に分かるようにまとめられています。先ほど答弁させていただいた中にもありましたが、全てが該当するとは限りませんので、住民環境課の職員の方が該当するものについてチェックをさせていただいて、ご遺族の方にご説明をさせていただいております。私どもといたしましては、見やすい案内書となっておりますと思っております。今後、ご意見等ございましたら、またこの案内文書の方もより見やすいものに改良していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

これもすぐにはなかなか変えるということは、難しいかと私は推測をいたします。先進地、お悔やみ窓口をワンストップでとしている自治体もございますので、その辺のところも参考にしながら、是非町民ファーストで、住民の方が便利で本当に窓口で迷うことなく手続が行えますよう要望いたします。よろしくお伺いいたします。

最後の3点目の質問に入ります。

3点目の質問は、防災関係についてであります。

9月1日は防災の日です。これに合わせて、県の防災士、DMAT、自治体の職員等による防災訓練が実施されました。

質問です。訓練の内容についてお伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の防災の日に合わせて実施された訓練の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

去る8月30日に、令和2年度香川県総合防災訓練が開催されました。この訓練は、県が毎年、各市町と共催で9月1日の防災の日に合わせて実施しているもので、防災関係機関の連携強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化や県民の防災意識の一層の高揚を図ることを目的としています。

今年は本町との共催でしたが、本町には会場に使用できる広大な土地がないため、県消防学校を主会場、高見島をサテライト会場として訓練を実施いたしました。訓練には新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者を限定した上ではありますが、39の関係機関からの参加がありました。町関係では、

堀江学園台自主防災会を中心とした避難訓練や避難所運営訓練、高見島における住民の陸上自衛隊・海上保安署によるヘリ・船舶による島外への避難搬送訓練、町消防団などによる緊急情報の伝達訓練、町消防本部及び町消防団による倒壊家屋救出訓練や消火訓練、本町の2次物資拠点への支援物資物流訓練などの住民参加型の訓練を実施いたしました。また、県が協定を締結しています民間事業者による道路やライフラインなどの復旧訓練、医療従事者による医療救護訓練の実施や陸上自衛隊、航空自衛隊などの参加もあり、総合的な防災訓練となりました。訓練全体が新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施となりましたが、自主防災組織における避難所設営訓練につきましては、検温や手指消毒、体調チェックシートの記入などの感染症対策を含めた訓練となったことでより現実在即したものとなり、参加団体にとりましては得難い経験になったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳しい説明でございました。

テレビを見ておりますと何回か多度津町がアップで映っておりまして、この日は、8月30日は多度津の町婦人連絡協議会においても非常食作りということで、バスで現地へ作りに行くという風に予定をされておりましたが、コロナ感染拡大のためにあえなく中止になったということで、非常に残念な思いがいたしました。

その中で、訓練の中に今、ご答弁の中にありましたように、避難所設営訓練についても色々と訓練をしたという風に縷々書いてあります。今まで私も色々とコロナ感染対策によります避難所運営について、6月議会の時も質問をさせていただいたところがございます。それで、今まで質問の方が私もしてなかったように思うんですけど、このコロナ禍において、対策において、アレルギーを持った子供さんについての避難所ではどのような運営になるかについて少しお伺いしたいと思うんですが。よろしくお願ひいたします。

議長（村井 勉）

これも一応通告外に入っていくよるんで。答弁できますか。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員のアレルギーを持ったお子さん等の避難所への避難ということでございますが、災害の備蓄品の中にアレルギーの対応の食品等があるかないかということは、恐らくないのではないかと。確かな答弁ができませんけれども、まず一義的にはご家族の方で準備していただくということが肝要でないかなと思います。色んな食品や飲物について避難所で準備するということは、なかなか難しいところだと思いますので、できる限りの対応をしていき

たいと思いますけれども、今後またどういった形での対応ができるか検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問ではないんですが、アレルギーを持った子供さんについての避難所はどのようにするかということで、最近ラジオを聞いておりました、すごくためになったので、こういう方法もあるんだということでございました。避難所の備蓄品については、アレルギーを持った子供さんは食べられません。やはり、第一に総務課長が言われましたとおり、家庭での準備が第一でございます。災害発災害時には、家庭でのアレルギーの食品を、さあ持っていこうということには、慌てふためいているのでなかなかそういう行動は取れないかも分かりません。そこで、何もこの子がアレルギーを持った子供さん、何のアレルギーか分からないというそういった現状の中で、子供さん本人にプラカードと言いますか、首から下げてもらって、私は卵、牛乳、ソバにアレルギーを持っていますとか、魚のアレルギーがありますとか、色んなそういう風なのを個々に書いていただいて、それを首から下げるといふこと、そういう風なのをしたらいいんじゃないですかというそういった内容の配慮が必要であるということで、ラジオの中で言われておりましたので、これはなかなかいいことだなと思いました。

議長（村井 勉）

隅岡議員、これは防災訓練とはちょっとかけ離れとると思うんで。

議員（隅岡 美子）

済みません、じゃあ次の質問に行きます。

防災ラジオについてお伺いいたします。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

議長（村井 勉）

防災ラジオ。読むんでない。

議員（隅岡 美子）

上がっています。失礼しました。

防災ラジオは、防災・行政情報を自動で受信し、大切な情報を聞き逃すことがないように、全てのラジオに聞き直し機能がついているのが特徴です。また、聴覚障害者用は音声で文字がディスプレイに表示されるものがあると聞いております。災害時において、高齢者や障害者をはじめとする町民の命を守る観点、また災害時の緊急情報などを迅速かつ確実に伝えるために全世帯への防災ラジオ全戸配布を早期に実現していただきますようよろしくお願いいたします。

そこで、お伺いいたします。

質問です。このような取組は必要と考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の防災ラジオ全戸配布の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

防災ラジオや戸別受信機につきましては、平成27年度に防災行政無線を整備した際に検討いたしました。全世帯に配布する場合、概算で3億円と高価であったこと。さらに工事においてアンテナ設置工事が必要な場合があることなどにより、導入を見送った経緯があります。しかし、近年の台風などの災害時に、防災行政無線による放送内容が聞き取れない等などの意見があることから、昨年度に留守録応答装置を利用した防災行政無線放送内容確認ダイヤルを構築し、災害時に直近の放送内容を再度聞くことができるよう整備し、広報やホームページにおいて既に周知しているところであります。また、携帯電話やスマートフォンなどでの緊急速報メールの通知や県が導入しております「香川防災ウェブポータル」、「香川県防災ナビアプリ」などを活用することにより、災害に係る様々な情報を得ることができます。住民皆様がこのようなツールを利用して必要な情報を収集できるよう、インストールの方法を含め、周知方法を検討し、引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

今、総務課長のご答弁の中にこのような文章がございます。しかし、近年の台風等の災害時に、防災行政無線による放送内容が聞き取れない等の意見があることから、昨年度に留守録応答装置を利用した防災行政無線放送内容確認ダイヤルを構築し、災害時に直近の放送内容を再度聞くことができるよう整備をしたということですが、防災行政無線が聞き取れないという意見があったことからこのようにしたということの意味に取っているんですけど、なぜ防災行政無線が聞き取れない時に、防災行政無線を聞き取れるように何か方策など講じたのでしょうか。そこをちょっとお伺いいたします。この文章ではちょっとそこが読み取れませんので、お願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

防災行政無線が聞き取れない状況というのが、全く聞こえないのではなくて、聞こえているけれども内容が把握できないというような状況であると考

えられます。そういった際に、この内容確認ダイヤルから直近の内容が再度聞き取れるということでございます。なお、防災行政無線で放送している内容につきましては緊急情報メール等で同時に配信もされますので、そういった防災行政無線だけでなく、そういう情報も活用していただいて防災行政無線の内容を把握していただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。

防災行政無線放送内容確認ダイヤルの説明を分かりやすくお願いしたいんですが、総務課長、よろしく願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

済みません、ダイヤルの番号はちょっと今、頭にありませんが、そこへ電話していただくと留守番電話と同じような要領で、かけた時に防災行政無線の内容が聞こえてくるというような内容でございます。よろしいですか。

議員（隅岡 美子）

その内容というのは、質問です。恐らく町行政情報はもちろんのことですよ。まんのう町で言えば、まんのう町は行政防災ラジオでなくて、オフトックという有線で流れてくる放送を全戸に配布ということで貸与しているそうでございます。これは町行政情報はもちろんのこと、お悔やみ情報、そしてラジオ体操等が、音楽が流れてくるそうでございます。こういったことで、こちらから電話して情報を留守電を聞くというんですかね、そういった内容で説明ございましたように、ちょっとこういうこともお考えの中に含めていただいて、また最初3億円ということでしたが、しっかりとまたご協議をしていただきますようよろしくお願いいたします。これについてご答弁をお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどのまんのう町の事例のような設備を整備するとなると、金額的なものははっきり分かりませんが、相当高額なことになって来ようかと思えます。災害時の情報の収集につきましては、現在では携帯電話とか、それからパソコン等からの情報収集が色々できるような状況になっておりますので、情報弱者にならないために住民の方に情報の収集の仕方とかそういう部分を能動的に情報が収集できるように町としてもサポートしていったり、そういう部分での啓発等を行って行って、災害時に確実に住民の皆様が情報が届くような仕組みにしていけたらと思います。

それから、先ほどのダイヤルですけれども、33の1111がその番号でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

災害はいつ起こるか分かりません。70から80%の確率で起こると言われております。やはり、必要な情報を確実に正確に早く受信ができるように、色々と高齢者も含め、障害者も含め、町民ファーストでくれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

これで11番、一般質問を終わらせていただきます。ご答弁有難うございました。